

建設廃棄物の 新しい処理方法

4月1日以降は、下請業者は自ら施工した残材、梱包材であっても現場から持ち帰ったり、所定の場所まで運んだり、処理することは**違法行為**になります！

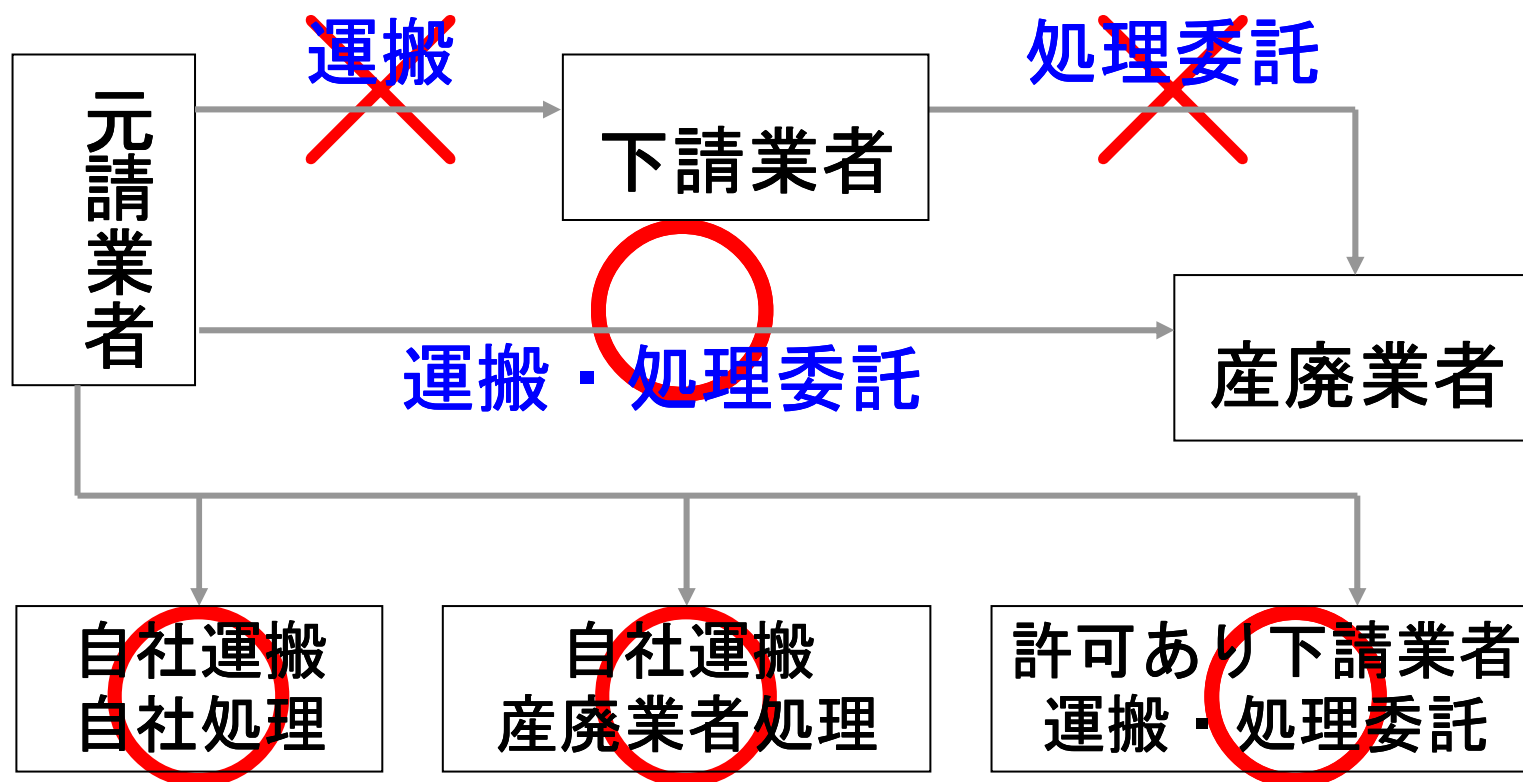
日本内装材連合会



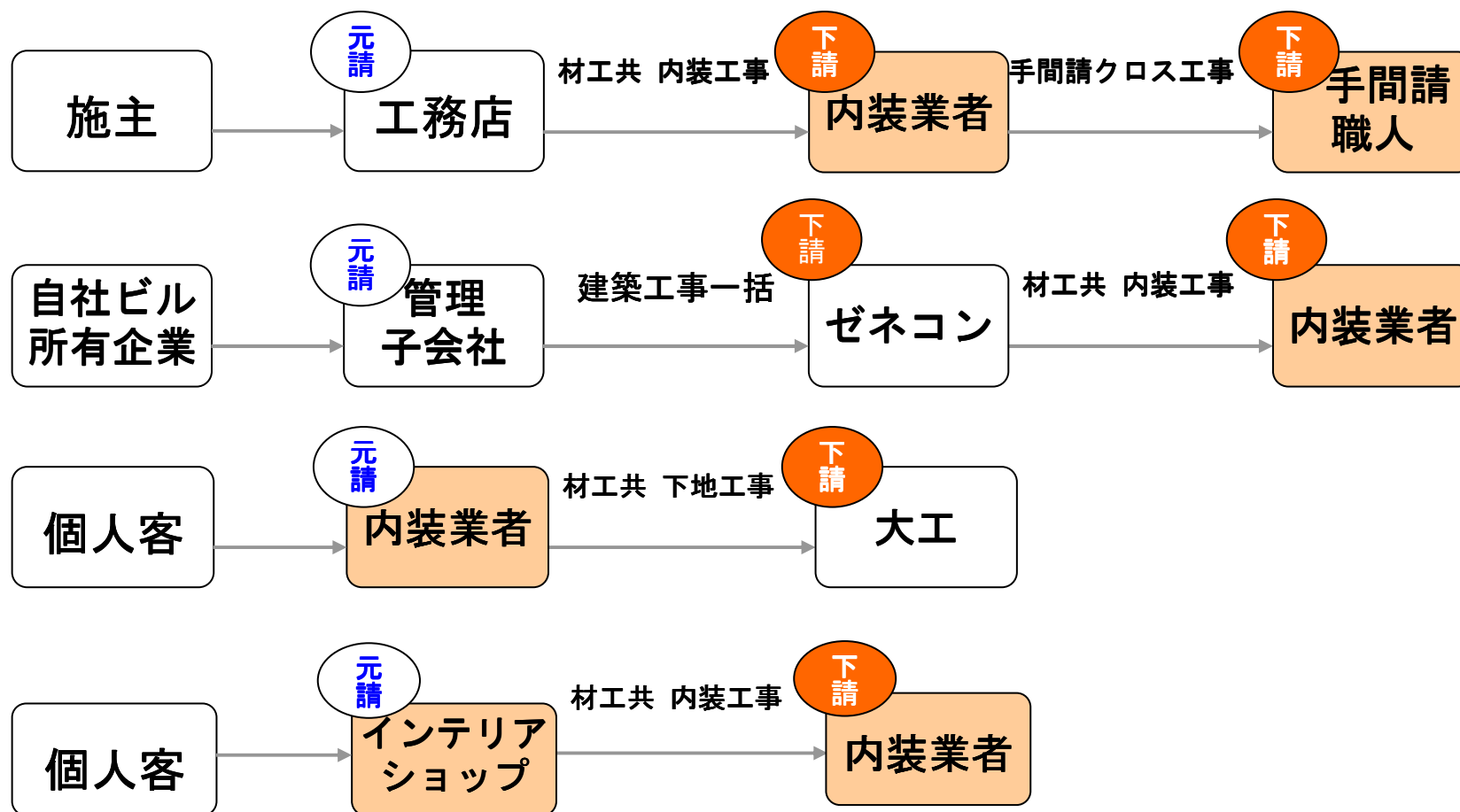
廃棄物は、元請業者が責任をもって処理

- 平成22年5月19日に廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の一部が10年ぶりに改正され、平成23年4月1日に施行。
- 不法投棄の不適切処理があとを絶たないことから、建設廃棄物**排出事業者の責任が強化**された。
- 建設工事で発生したゴミはすべて産業廃棄物として**排出事業者（元請業者）が処理責任を負い**、自らもしくは許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理しなくてはならない

下請業者は、持ち帰ったり、処理できない



ケース・スタディ



法改正は、「規制緩和？ 規制強化？」

建設小工事における少量廃棄物の処理について

条件を満たした場合に限り、「(無許可)下請負業者」が、廃棄物の「運搬」をすることが、OKとなる。



(逆に言うと・・・)

条件を満たさない限り、「(無許可)下請負業者」が、廃棄物の「運搬」をすることは、絶対にNG。

下請業者が運搬できる7つの厳しい条件

- ①請負契約に廃棄物の運搬が項目として入っていること
- ②特別管理産業廃棄物以外の廃棄物であること
- ③解体・新築・増築を除く建設工事もしくは引渡し後の瑕疵の補修工事で、請負金額が **500万円以下** であること
- ④1回に運搬する廃棄物の容積が、**1m³以下** であること
- ⑤運搬先は工事現場と「同一または隣接する」都道府県内の元請業者が所有権または、使用する権原を有する施設であること
- ⑥運搬途中において保管が行なわれないこと
- ⑦工事請負契約書の写しおよび現場住所・廃棄物の種類と量、運搬先、運搬期間を記した文書を**運搬車は常に携帯**すること。